

原料費調整についての特別措置
(特約料金表)
2026 年 1 月 1 日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この原料費調整についての特別措置（特約料金表）（以下「この料金表」といいます。）は、ガス供給条件（2025年4月1日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には変更後の供給条件によります。）にもとづき、ガスの供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2026年2月分の料金の算定期間の始期から2026年4月分の料金の算定期間の終期までといたします。

3 原料費調整

原料費調整とは、各契約種別の料金表（以下「料金表」といいます。）に定める料金において、原料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、料金表に定める料金における原料費調整は、料金表の原料費調整によらず、別表（原料費調整）(1)イによって算定された平均原料価格が料金表に定める基準原料価格以下の場合は、別表（原料費調整）(1)ホによって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表（原料費調整）(1)イによって算定された平均原料価格が料金表に定める基準原料価格を上回る場合は、別表（原料費調整）(1)ホによって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、供給条件に定めるところによるものといたします。

附 則

実施期日

この料金表は、2026年1月1日から実施いたします。

別 表

原料費調整

(1) 原料費調整額の算定

イ 平均原料価格

平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、 α および β の値は、料金表のとおりといたします。

また、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化石油ガス価格

なお、各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均液化石油ガス価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

ロ 原料費調整単価

原料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 1 トン当たりの平均原料価格が料金表に定める基準原料価格以下の場合

$$\text{原料費調整単価} = \left\{ (\text{基準原料価格} - \text{平均原料価格}) \times \frac{\text{②の基準単価}}{100} \right\} \times (1 + \text{消費税率})$$

＋ハに定める特別措置の原料費調整単価

(ロ) 1 トン当たりの平均原料価格が料金表に定める基準原料価格を上回る場合

$$\text{原料費調整単価} = \left\{ (\text{平均原料価格} - \text{基準原料価格}) \times \frac{\text{②の基準単価}}{100} \right\} \times (1 + \text{消費税率})$$

－ハに定める特別措置の原料費調整単価

なお、基準原料価格と平均原料価格との差額は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で切り捨ていたします。

ハ 特別措置の原料費調整単価

特別措置の原料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026 年 2 月分から 2026 年 3 月分の料金に適用する場合	2026 年 4 月分の料金に適用する場合
1 立方メートルにつき	18 円 00 銭	6 円 00 銭

ニ 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格および特別措置の原料費調整単価によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
2025 年 9 月 1 日から 2025 年 11 月 30 日までの期間	2026 年 2 月分の料金の算定期間
2025 年 10 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの期間	2026 年 3 月分の料金の算定期間
2025 年 11 月 1 日から 2026 年 1 月 31 日までの期間	2026 年 4 月分の料金の算定期間

ホ 原料費調整額

原料費調整額は、その 1 月の使用量にロによって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均原料価格が 100 円変動した場合の値とし、料金表のとおりといたします。

関西電力株式会社（ガス小売事業者登録番号：A0001）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。